

帰還困難区域（浪江町）に所在する実家に住民票上の住所を有し、原発事故当日も同実家において生活していたが、年間を通じてみると他県に所在する大学への通学のために、同大学の近傍においても生活をしてきた申立人の日常生活障害慰謝料について、平成23年3月分及び同年4月分は月額10万円が、平成23年5月分から平成26年3月分までは月額2万5000円の割合による金額が賠償された事例（ただし、東京電力による既払金と一部精算する方法による。）。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金87万7000円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（同記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年3月19日

（仲介委員 倉林千枝子）

①	精神的損害	平成23年3月から 平成26年3月まで	1,075,000	円
②	一時立入費用	平成23年3月・4月・9月分	64,000	円
③	小計 (①+②)		1,139,000	円
④	本賠償清算 (精神的損害)		262,000	円
	和解金額 (③-④)		877,000	円